

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出水市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

出水市長 椎木 伸一

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法第442条の2の規定に基づき、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②賦課及び徴収のために行う事務 ③納税通知書の出力 ④物件情報の管理、異動、照会 ⑤標識交付証明書の発行
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 軽自動車税情報ファイル
- (2) 収納情報ファイル
- (3) 滞納情報ファイル
- (4) 宛名情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条 3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項 (27の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :第20条  <情報提供の根拠> :なし

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

## 6. 他の評価実施機関

—
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	出水市市民部税務課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4031
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	出水市市民部税務課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4031
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I 3. 個人番号の利用		3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条7号 2. 別表第二の27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号 3. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項 (27の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :第20条 <情報提供の根拠> :なし	事前	
平成28年9月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 山口 敬次	税務課長 武和 真市	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	II 1. 対象人数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	II 2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年9月21日	II 1. 対象人数	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年9月21日	II 2. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II 1. 対象人数	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II 2. 取扱者数	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 税務課	市民部 税務課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	出水市市民福祉部税務課	出水市市民部税務課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	出水市市民福祉部税務課	出水市市民部税務課	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和3年3月1日	II 1. 対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	II 1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	II 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	II 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	II 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	II 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため